

あさ暮らし住宅補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化及び定住促進並びに空家問題の解消を目指すとともに、人口減少の抑制及び活力あるまちづくりの推進を図るため、市内業者に発注して行う住宅の新築及び建売住宅の購入並びに中古住宅の購入に要した経費に対して、予算の範囲内であさ暮らし住宅補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 台所、トイレ、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 一の建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の用に供する部分があり、それらが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。
- (3) 新築 個人住宅又は併用住宅を新たに市内に建築し、申請日前1年以内に所有権保存登記をしたものをいう。
- (4) 建売 市内に存する個人住宅又は併用住宅で申請日前1年以内に所有権保存登記をしたものをいう。
- (5) 中古住宅 市内に存する個人住宅又は併用住宅で建築日から購入日までに10年を超える期間を経過したものをいう。
- (6) 市内業者 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。
- (7) 転入者 転入日以前3年以内において市の住民基本台帳に記録がなく、かつ、申請日において転入日後2年未満の者であって、本市の住民として10年以上定住の意思をもって本市を生活の拠点とするものをいう。
- (8) 子育て世帯 申請時点において児童手当支給対象年齢の児童を養育して

いる世帯又は出産予定がある世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助の対象となる住宅の所有者（共有の場合は、共有者のいずれか1人を補助対象者とする。）であり、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 転入者であること。
- (2) 申請日時点で補助対象者又は配偶者のいずれかが39歳以下の者であること。
- (3) 補助対象者及び同一世帯に属する者全員に市税等の滞納がないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 所有する他の住宅について、この要綱による補助金が交付されていないこと。
- (6) 自治会の趣旨を理解し、地域コミュニティ活動に参加し、協力する意思があること。
- (7) 補助対象者及び同一世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 住宅の新築及び建売の購入に係る補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象新築住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人住宅又は併用住宅
- (2) 新築又は建売で、適法に建築された住宅
- (3) 市内業者が施工した新築又は建売の住宅
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅

2 中古住宅の購入に係る補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象中古住宅」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人住宅又は併用住宅
- (2) 中古住宅で、適法に建築された住宅
- (3) 建築日から購入日までに10年を超える期間を経過した住宅

- (4) 宅地建物取引業者が仲介する住宅又は売主となる住宅
- (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅
(補助対象費用)

第5条 補助対象新築住宅の補助の交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、個人住宅及び併用住宅の建築又は購入に要した費用（併用住宅については、個人住宅部分に要する費用に限る。）の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が500万円以上のものとする。ただし、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地購入に要した費用
- (2) 外構工事に要した費用
- (3) 仮住居等に要する費用
- (4) その他市長が定めるもの

2 補助対象中古住宅の補助対象費用は、個人住宅及び併用住宅の購入に要した費用（併用住宅については、個人住宅部分に要する費用に限る。）の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 補助対象住宅が建築された土地以外の土地購入に要した費用
- (2) 外構工事に要した費用
- (3) 仮住居等に要する費用
- (4) その他市長が定めるもの
(補助金の額)

第6条 補助対象新築住宅の補助金の額は、補助対象新築住宅の補助対象費用の額（消費税及び地方消費税を含む。）に5パーセントの割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、100万円を限度とする。

2 補助対象中古住宅の補助金の額は、補助対象中古住宅の補助対象費用の額（消費税及び地方消費税を含む。）に10パーセントの割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、100万円を限度とする。

3 子育て世帯の場合は、前2項の額に20万円を上乗せするものとする。

(他の住宅補助制度との併用の取扱い)

第7条 この要綱による補助金は、他の住宅補助制度を優先するものとし、その対象となった費用について重複して補助金を交付することはできないものとする。ただし、市長がこの要綱による補助金の交付を適当と認める場合については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象新築住宅の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あさ暮らし住宅補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（発行日から1箇月以内のものに限る。）
- (2) 世帯全員の市税等の滞納がないことの証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (3) 補助対象新築住宅の登記事項証明書及び建築基準法完了検査済証の写し（都市計画区域及び準都市計画区域外においては、建築基準法建築工事届の写し）
- (4) 契約書の写し
- (5) 事業の内容がわかる図面等
- (6) 補助対象新築住宅の位置図及び写真
- (7) 同意書（様式第2号）
- (8) 出産予定がある世帯の場合は、母子手帳の写し（出産予定日の記載があるもの）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象中古住宅の申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（発行日から1箇月以内のものに限る。）
- (2) 世帯全員の市税等の滞納がないことの証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (3) 補助対象中古住宅に係る土地及び家屋の登記事項証明書
- (4) 契約書の写し
- (5) 補助対象中古住宅の位置図及び写真

(6) 同意書

(7) 出産予定がある世帯の場合は、母子手帳の写し（出産予定日の記載があるもの）

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、あさ暮らし住宅補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、前条の規定による通知を受けたときは、あさ暮らし住宅補助金請求書（様式第4号）により補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 決定者は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消された場合において既に補助金が交付されているときは、市長が定めた期限までに当該交付の決定を取り消された額の補助金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第12条 決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年朝倉市告示第72号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年朝倉市告示第259号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年朝倉市告示第134号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。